

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成20年12月 月次研究会



長野 匡司 [上野]

## 金融所得一体課税

### — 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算 —

#### I はじめに

現在平成21年度税制改正に向けて議論が行なわれています。本稿では、現行の所得税法・租税特別措置法に基づき、平成21年以降の居住者の上場株式等の配当

#### II 上場株式等の配当課税

##### (1) 源泉徴収制度

① 源泉徴収義務  
配当等の支払者は、源泉徴収義務があります。

平成22年から支払の取扱者を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合には、その支払の取扱者が配当等の支払者に代わって源泉徴収義務者となります。

##### (2) 源泉徴収税率

上場株式等の配当等の源泉徴収税率は、20%（所得税15%・住民税5%）です。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に支払を受けるべき配当等は、10%（所得税7%・住民税3%）とします。

③ 源泉徴収選択口座内配当等

この適用を受けようとする居住者は、その源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

#### 確定申告不要制度

上場株式等の配当等は、確定申告不要制度があります。この制度により、平成22年から源泉徴収選択口座内配当等の額と特定口座内保管上場株式等の譲渡損失等の金額の損益通算に関する手続を確定申告せずに完了することができます。

#### 総合課税と分離課税

上場株式等の配当等は、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。

#### III 損益通算

##### (1) 概要

確定申告書を提出する居住者の平成21年分以降の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除します（図表2）参照。

##### (2) 上場株式等に係る譲渡

場合の税額は、上場株式等に係る課税配当所得金額に20%（所得税15%・住民税5%）を乗じて計算します。この場合、配当控除の適用はありません。

#### IV 繰越控除

確定申告書を提出する居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式

#### V おわりに

平成15年から上場株式等の譲渡益と上場株式等の配当等について、軽減税率（所得税7%・住民税3%）を適用してきました。

平成20年度税制改正では、平成21年からの金融所得課税の一体化とともに、軽減税率を廃止しましたが、平成21年・平成22年の2年間、譲渡益500万円、配当等100万円を上限に軽減税率の特例措置を定めました。

しかし、自由民主党は、株価低迷という経済金融環境にかんがみ、この税率を撤回する方向で検討しています。

その内容は、申告分離課税の税率を前述II(3)の税率によらずに、平成23年まで軽減税率（所得税7%・住民税3%）によるというものです。譲渡益500万円・配当等100万円という上限を撤廃し、全額軽減税率を適用してきました。

また、前述II(1)②の源泉徴収税率についても、平成22年までの取扱いを1年延長して、平成23年まで軽減税率（所得税7%・住民税3%）とする改正が見込まれています（図表4）参照。

このほか、自由民主党は、100万円までの少額の上場株式等の投資について、平成24年以降、配当・譲渡益の非課税制度を創設する方向で検討しています。

最後にこの会報が発行される時点では、平成21年度税制改正の内容が明らかにあり、本稿に記載した内容と異なる内容となっている部分があることを申し添えます。

〔図表1〕 源泉徴収選択口座内配当等の所得税額

$$\text{所得税額} = \left( \text{源泉徴収選択口座内配当等の総額} - \text{源泉徴収選択口座での特定口座内保管上場株式等の譲渡損失等} \right) \times \text{源泉徴収税率}$$

〔図表2〕 損益通算の適用がある場合の上場株式等に係る配当所得の金額

$$\text{上場株式等に係る配当所得の金額} = \text{損益通算前の上場株式等に係る配当所得の金額(A)} - \text{上場株式等に係る譲渡損失の金額 (Aが限度)}$$

〔図表3〕 上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の控除順序 (③以降が繰越控除)

- ① その年分の非上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除(内部通算)
  - ② その年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除(損益通算)
  - ③ その年の翌年分の株式等に係る譲渡所得等の金額(注1)の計算上控除
  - ④ その年の翌年分の上場株式等に係る配当所得の金額(注2)の計算上控除
  - ⑤ その年の翌々年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除
  - ⑥ その年の翌々年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除
  - ⑦ その年の3年後の年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除
  - ⑧ その年の3年後の年分の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除
- (注1) 内部通算後の株式等に係る譲渡所得等の金額(翌々年分以降も同様)  
(注2) 損益通算後の上場株式等に係る配当所得の金額(翌々年分以降も同様)

〔図表4〕 上場株式等の配当等・譲渡益の税率の改正見込

区分		平成21年～平成23年	平成24年～
申告分離課税の税率	所得税	7%	15%
	住民税	3%	5%
源泉徴収税率	所得税	7%	15%
	住民税	3%	5%